

介護保険法とは(介護保険事業の概要)

介護保険運営協議会
当日資料 No.1

介護保険の運営者(保険者) = 市区町村

保険給付

介護保険法の第5章に規定

介護給付

要介護1~5

予防給付

要支援1~2

指定事業者

介護給付費負担金

各介護サービス種別ごとの人員・設備・運営基準、報酬基準による全国同ルールに基づく給付の運用

地域支援事業

介護保険法の第6章に規定

介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業

任意事業

要支援1~2又はそれ以外の者

指定事業者 + 多様な実施主体

地域支援事業交付金

地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業生活ガイドラインを踏まえた市町村ごとのルールによる事業の運用

地域支援事業を構成する『3つの事業』

地域支援事業

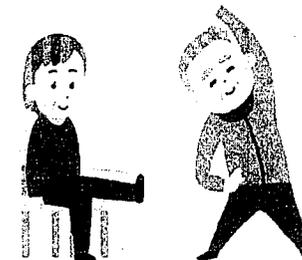
介護予防・日常生活支援総合事業

・サービス・活動事業

訪問型サービス／通所型サービス／その他生活支援サービス（配食、見守り等）／
介護予防ケアマネジメント

・一般介護予防事業

介護予防把握事業／介護予防普及啓発事業／地域介護予防活動支援事業／
一般介護予防事業評価事業／地域リハビリテーション活動支援事業



包括的支援事業

・地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント／総合相談支援業務／権利擁護業務(虐待の防止、虐待の早期発見)／
包括的・継続的マネジメント支援事業

※支援困難事例に関するケアマネージャーへの助言／地域のケアマネージャーのネットワークづくり等

・社会保障の充実

在宅医療・介護連携推進事業／生活支援体制整備事業／認知症総合支援事業／
地域ケア会議推進事業



任意事業

・介護給付費適正化事業

認定調査状況チェック／ケアプラン点検 等

・家族介護支援事業

介護教室の開催／認知症高齢者見守り事業 等

・その他の事業

成年後見制度利用支援事業／福祉用具・在宅改修支援事業 等



介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業は、市区町村が中心となって、地域の实情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを旨とするものです。

サービス・活動事業

居宅要支援被保険者等の社会参加や介護予防、自立した日常生活の実現のために、地域住民の主体的な活動や高齢者の日常生活と密接に関わる地域の多様な主体による支援等の多様なサービス・活動による支援を行うことです。

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	多様なサービス・活動				
	従前相当サービス		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)	サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)
	指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの (第1号事業支給費の支給)		委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い
想定される 実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者) 		<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等) 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等
基準	国が定める基準を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの		
費用	国が定める額 (単位数)		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額		
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 (原則としてB・Dでの実施を想定) 		<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施 		

介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業は、市区町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指すものです。

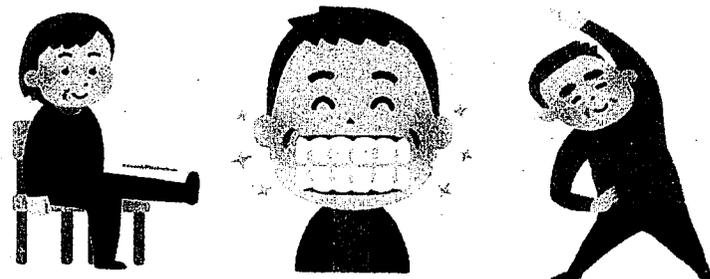
一般介護予防事業

高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通い場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防の推進を目的とする。

事業構成

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

フレイル予防教室など



包括的支援事業

地域包括支援センターとは？

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び増進を包括的に支援することを目的とした施設です。（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、初期段階から継続的・専門的に相談支援を行い、地域における様々なサービス等につなげる。

※指定居宅介護支援事業者等に一部委託可能

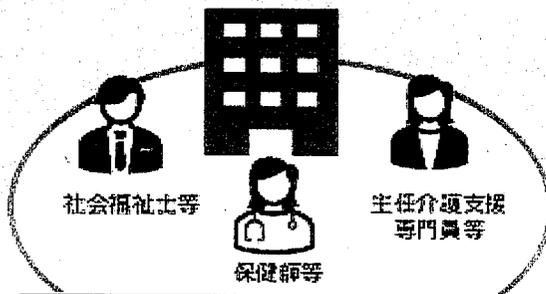
第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

包括的支援事業の実施



全国で5,451か所



地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待への対応を行う。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

地域の関係者による、地域づくりや政策形成の場

包括的支援事業

社会保障充実分とは？

社会保障充実分の内容は、「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」「地域ケア会議推進事業」の4つの事業があります。

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築する。

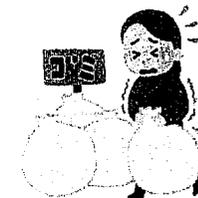
○現状分析・課題抽出・施策立案 ○対応策の実施 ○対応策の評価・改善の実施



生活支援体制整備事業

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくこと。

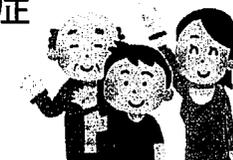
○生活支援コーディネーターの配置及び協議体の配置 ○生活支援コーディネータを中心とした相談支援連携体制構築事業 ○住民参画・官民連携推進事業 ○就労的活動支援コーディネーターの配置



認知症総合支援事業

保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有する者により初期の認知症の悪化防止のための支援や認知症の人やその疑いがある人に対する総合的な支援を行うこと。

○認知症初期集中支援事業 ○認知症地域支援・ケア向上事業
○認知症サポーター養成講座・地域づくり推進事業



地域ケア会議推進事業

地域のネットワークづくりや個別の課題を検討するために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する選民知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成された会議の実施。



任意事業

任意事業とは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的としています。

介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証

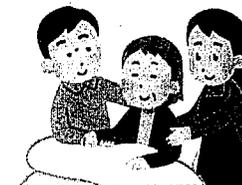
- 認定調査状況チェック
- ケアプラン点検
- 住宅改修等の点検
- 医療情報のとの都合・縦覧点検
- 給付実績を活用した分析・検証事業
- 介護サービス事業者等への適正化支援事業
- 介護給付費通知



家族介護支援事業

介護の方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のための必要な事業

- 介護教室の開催
- 認知症高齢者等見守り事業
- 家族介護継続支援事業



その他の事業

以下に記入した介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための必要な事業

- 成年後見制度利用支援事業
- 福祉用具・住宅改修支援事業
- 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
- 認知症サポーター等養成講座
- 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
- 地域自立生活支援事業

